

## 公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金個人情報の保護に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金（以下「基金」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のア又はイに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。第4号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定される番号をいう。

(3) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 個人識別符号 次のア又はイに該当する文字、番号、記号、その他の符号のうち、法令で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 匿名加工情報 次のア又はイに掲げる個人情報の区分に応じて当該ア又はイに定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

ア 第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に

置き換えることを含む。)

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(7) 独立行政法人等 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

(8) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(基金の責務)

第3条 基金は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する兵庫県(以下「県」という。)の施策に協力するものとする。

(収集の制限)

第4条 基金は、個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該収集の目的(以下「収集目的」という。)を達成するために必要な範囲で収集するものとする。

2 基金は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集するものとする。

3 基金は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、第4条第10項に定める要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、その他法令で定める者により公開されている場合

(6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして法令で定める場合

4 基金は、番号利用法第19条に規定する場合を除き、特定個人情報を収集しないものとする。

5 基金は、個人情報(特定個人情報を除く。)を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人から個人情報の提供を受けるとき。

(6) 本人から収集することにより、個人情報取扱事務事業の目的の達成に支障が生じ、又は個人情報取扱事務事業の円滑な実施を困難にするおそれがあると認められるとき。

6 基金は、特定個人情報を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 番号利用法第9条第4項の規定に基づき金融機関等が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

7 基金は、個人情報を収集した場合は、あらかじめその収集目的を公表している場合を除き、速やかに、当該収集目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

8 基金は、前項の規定にかかわらず、本人から直接、書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その収集目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

9 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 収集目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(2) 収集目的を本人に明示することにより、基金、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 収集の状況からみて収集目的が明らかであると認められるとき。

10 基金は、次に掲げる個人情報（「要配慮個人情報」という。）を収集しないものとする。ただし、法令等に定めがあるとき、又は個人情報取扱事務事業の目的を達成するために必要があり、かつ、欠くことができないと認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の人種、思想、信教、信条及び社会的身分に関する個人情報

(2) 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報

(3) 犯罪歴、犯罪により害を被った事実その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（利用及び提供の制限）

第5条 基金は、個人情報の収集目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を基金内において利用し、又は基金以外のものに提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

2 基金は、合併その他の事由により他の者から事業を承継することに伴って個人情報を収集した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の収集目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 基金は、個人情報の収集目的以外の目的のために、特定個人情報を基金内において利用しないものとする。

4 基金は、合併その他の事由により他の者から事業を承継することに伴って特定個人情報を収集した場合は、承継前における当該特定個人情報の収集目的の達成に必要な範囲を超えて、当該特定個人情報を取り扱わないものとする。

5 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 番号利用法第9条第4項の規定に基づき金融機関等が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

6 基金は、番号利用法第19条に規定する場合を除き、特定個人情報を含む個人データを基金以外のものに提供しないものとする。

(オンライン結合による提供の制限)

第6条 基金は、法令等に定めがあるとき、又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、オンライン結合（通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、基金の保有する個人情報を基金以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、基金以外のものに対し、個人情報を提供しないものとする。

2 前項の規定により個人情報を提供する場合においては、基金は、個人情報の保護のための必要な措置を講ずるものとする。

(提供先に対する措置の要求)

第7条 基金は、個人情報を基金以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用の目的若しくは方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(適正管理)

第8条 基金は、個人情報取扱事務事業の目的を達成するために必要な範囲内で個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めるものとする。

2 基金は、個人情報（死者の個人番号を含む。）の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講ずるものとする。

3 基金は、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又消去するものとする。

(職員等の義務)

第9条 基金の職員又は職員であった者は、職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置)

第10条 基金は、個人情報取扱事務事業を委託（2以上の段階にわたる委託を含む。以下に同じ。）しようとするときは、その契約において、委託を受けたものが講ずべき安全確保の措置を明らかにするものとする。

(個人情報取扱事務事業目録の作成及び閲覧)

第11条 基金は、個人情報取扱事務事業（基金の職員又は職員であった者に係るものを除く。）について、公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金個人情報取扱事務事業目録（様式第1号）を作成し、閲覧の申出があったときは、これに応ずるものとする。

(開示等の手続等の公表等)

第12条 基金は、個人情報に関し、次条に規定する開示の申請、第15条に規定する訂正、追加

又は削除（以下「訂正等」という。）の申請及び第 17 条に規定する利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）の申請の手続（第 20 条に規定する費用の額を含む。）並びに第 21 条に規定する苦情の申出先について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

2 基金は、本人から、当該本人が識別される個人情報の収集目的の通知を求められたときは、前条の規定により閲覧の申出に応じて当該本人が識別される個人情報の収集目的が明らかな場合及び第 4 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合を除き、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。

3 基金は、前項の規定に基づき求められた個人情報の収集目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（個人情報の開示）

第 13 条 基金は、本人から、基金が現に保有している当該本人が識別される個人情報であって、検索し得るものについて、開示申請書（様式第 2 号）により開示の申請があったときは、本人であることを確認の上、これに応ずるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部について、開示をしないことができる。

(1) 開示を申請した者（以下「開示申請者」という。）の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該開示申請者の評価等に著しい支障が生ずると認められる情報

(2) 開示をすることにより、第三者の正当な利益を損なうと認められる情報

(3) 開示をすることにより、犯罪の防止、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると基金が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令等の規定により、開示をすることができない情報

(5) 基金並びに国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 基金又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

2 前項に規定する本人であることの確認の方法は、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券、外国人登録証明書、住民基本台帳カードその他当該開示申請者が本人であることを確認するに足りる書類の提示又は写しの提出によるものとする。

3 第 1 項の規定による開示の申請が代理人によってなされた場合における代理人であることの確認の方法は、当該代理人が法定代理人であるときにあっては戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示又は提出、当該代理人が任意代理人であるときにあっては委任状の提示又は提出によるものとする。

（開示の申請に対する通知等）

第 14 条 基金は、前条第 1 項の規定による開示の申請があったときは、当該申請のあった日から起算して 15 日（当該申請書等の補正に要した日数は、算入しない。）以内に、開示の申請に係

る個人情報の開示をするかどうかを開示申請者に書面により通知するものとする。ただし、正当な理由により当該期間内に通知をすることができないときは、この限りでない。

2 基金は、開示をする旨の通知をしたときは、速やかに、開示申請者に対し、当該個人情報の開示をするものとする。

(個人情報の訂正等)

第15条 基金は、本人から、基金が現に保有している当該本人が識別される個人情報であって、検索し得るものについて、訂正等申請書(様式第3号)により訂正等の申請があった場合は、本人であることを確認の上、当該個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該個人情報の収集目的の達成に必要な範囲内で、これに応ずるものとする。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による訂正等の申請に準用する。

(訂正等の申請に対する通知)

第16条 基金は、前条第1項の規定による訂正等の申請があったときは、必要な調査を行い、当該申請のあった日から起算して30日以内(当該申請書等の補正に要した日数は、算入しない。第18条において同じ。)に、当該申請に係る個人情報の全部又は一部の訂正等をするかどうかを訂正等の申請をした者に書面により通知するものとする。ただし、正当な理由により当該期間内に通知をすることができないときは、この限りでない。

(個人情報の利用停止等)

第17条 基金は、本人から、基金が現に保有している当該本人が識別される個人情報であって、検索し得るものについて、利用停止等申請書(様式第4号)により利用の停止等の申請があった場合は、本人であることを確認の上、当該個人情報の取扱いが第4条、第5条又は第6条の規定に違反し、又は特定個人情報がすると認めるときは、当該個人情報の利用停止等に応ずるものとする。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による利用停止等の申請に準用する。

(利用停止等の申請に対する通知)

第18条 基金は、利用停止等の申請があったときは、必要な調査を行い、当該申請のあった日から起算して30日以内に、当該申請に係る個人情報の利用停止等をするかどうかを利用停止等の申請をした者に書面により通知するものとする。ただし、正当な理由により当該期間内に通知をすることができないときは、この限りでない。

(理由の説明)

第19条 基金は、第14条第1項、第16条又は第18条の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を書面により説明するものとする。

(費用の負担)

第20条 第14条第2項の開示に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

(事前の請求)

第20条の2 本人は、第13条第1項、第15条第1項又は第17条第1項の規定による申請に係る訴えを提起しようとするときは、基金に対し、あらかじめ、当該申請を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、基金

がその請求を拒んだときは、この限りでない。

- 2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 前2項の規定は、第13条第1項、第15条第1項又は第17条第1項の規定による申請に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(苦情の処理)

第21条 基金は、基金が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切な処理に努めるものとする。

(匿名加工情報の作成等)

第22条 基金は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして法令で定める基準に従い、当該個人情報を加工するものとする。

- 2 基金は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして法令で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じるものとする。
- 3 基金は、匿名加工情報を作成したときは、法令で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表するものとする。
- 4 基金は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、法令で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。
- 5 基金は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 基金は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めるものとする。

(匿名加工情報の提供)

第23条 基金は、匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下第22条から第25条までにおいて同じ。)を第三者に提供するときは、法令で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

(識別行為の禁止)

第24条 基金は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第22条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第 25 条 基金は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めるものとする。

(補則)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。



別表（第 20 条関係）

公文書の種別		交付する写し又は複製物	金 額	
1	文書	複写機により複写したもの （日本工業規格 A 列 3 番の 大きさまでのものに限る。）	1 枚につき 10 円（多 色刷りにあつては、 40 円）	
2	電磁的記録	(1) ビデオテープ又 はビデオディスク	ビデオカセットテープに複 製したもの	1 巻につき 200 円
		(2) 録音テープ又は 録音ディスク	録音カセットテープに複製 したもの	1 巻につき 120 円
		(3) (1) 及び (2) 以外 の電磁的記録	ア 印刷物として出力した もの	1 枚につき 10 円
			イ フロッピーディスクに 複製したもの	1 枚につき 30 円
			ウ 光ディスクに複製した もの	1 枚につき 60 円
			エ 光磁気ディスクに複製 したもの	1 枚につき 290 円
3	1 及び 2 以外の公文書	公文書の性質に応じ作成し た写し又は複製物	当該写し又は複製物 の作成に要する費用 に相当する額	

公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金

個人情報取扱事務事業目録

作成年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	
事務事業の名称				
事務事業の内容				
個人情報の収集目的				
個人情報の対象者の範囲				
個人情報の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 性別
		<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 親族関係
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 資格・賞罰
		<input type="checkbox"/> 財産・収入	<input type="checkbox"/> 納税額	<input type="checkbox"/> 公的扶助
		<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 所属団体	
思想等	<input type="checkbox"/> 思想、信教及び信条に関する個人情報 <input type="checkbox"/> 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報 <input type="checkbox"/> 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報			
その他	<input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( )			
個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外			
	本人以外の区分	<input type="checkbox"/> 兵庫県 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人、民間団体 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
個人情報の目的外利用又は提供の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	利用先又は提供先	<input type="checkbox"/> 兵庫県 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人、民間団体 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
個人情報の電子計算機処理の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
委託の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	委託の内容			
問い合わせ先 (相談窓口)	電話番号 ( ) - 番			

## 開 示 申 請 書

年 月 日

公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金 御中

開示申請者 住所又は居所

氏名

電話( )

番

公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金個人情報の保護に関する規程第13条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を申請します。

開示申請する個人情報の内容		
未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人の別		<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の氏名及び住所又は居所	住所又は居所	電話( ) - 番
	氏名	
求める開示の実施の方法等	開示の方法	(文書・図面・写真) <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (電磁的記録) <input type="checkbox"/> 印刷物として出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 印刷物として出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 複製物の交付
	開示の場所等	<input type="checkbox"/> 基金の事務所での開示を希望する。 (実施希望日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。
※ 本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (開示申請書の送付による開示申請) <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 外国人登録原票の写し (代理人による開示申請) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
※ 本人の生年月日	年 月 日	
※ 受領年月日等	受領した日 年 月 日 受領した職員の氏名 電話( ) - 番	
※ 本人の反対の意思表示	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

- 注1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。
- 2 については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 3 「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人の別」の欄及び「本人の氏名及び住所又は居所」の欄は、代理人による開示申請の場合に記入してください。
- 4 「求める開示の実施の方法等」の欄は、開示の方法又は開示の場所等について、希望があれば、記入してください。  
 なお、電磁的記録については、技術的な事情により希望した開示の方法により開示を行うことができないことがあります。
- 5 開示申請の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提示してください。
- 6 この開示申請書を送付することによって開示申請をする場合は、注5の書類を複写したものと及び開示申請者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示申請をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。
- 7 代理人による開示申請の場合は、代理人に係る注5又は6の書類に加え、その資格を証明する書類（戸籍謄本、委任状（開示申請をする日前30日以内に作成されたものに限る。）等）を提示し、又は提出してください。
- 8 代理人による開示申請の場合は、開示申請後、開示を受けるまでの間に代理権を喪失したときには、当該代理人又は本人は、直ちに、書面で当基金に届け出てください。
- 9 ※印のある欄は、記入しないでください。

# 訂 正 等 申 請 書

年 月 日

公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金 御中

訂正等申請者 住所又は居所

ふりがな

氏 名

電 話 (      )      ー      番

公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金個人情報の保護に関する規程第15条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正等を申請します。

訂正等申請する個人情報の内容		
訂正等申請の趣旨及び理由		<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除
未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人の別		<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の氏名及び住所又は居所	住所又は居所	電話(      )      ー      番
	氏 名	
※ 本人等確認		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (      ) (訂正等申請書の送付による訂正等申請) <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 外国人登録原票の写し (代理人による訂正等申請) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (      )
※ 本人の生年月日		年      月      日
※ 受領年月日等		受領した日      年      月      日 受領した職員の氏名 電話(      )      ー      番
※ 本人の反対の意思表示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

- 注1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。
- 2 については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 3 「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人の別」の欄及び「本人の氏名及び住所又は居所」の欄は、代理人による訂正等申請の場合に記入してください。
- 4 訂正等申請の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提示してください。
- 5 この訂正等申請書を送付することによって訂正等申請をする場合は、注4の書類を複写したものと及び訂正等申請者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（訂正等申請をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。
- 6 代理人による訂正等申請の場合は、代理人に係る注4又は5の書類に加え、その資格を証明する書類（戸籍謄本、委任状（訂正等申請をする日前30日以内に作成されたものに限る。）等）を提示し、又は提出してください。
- 7 ※印のある欄は、記入しないでください。

# 利 用 停 止 等 申 請 書

年 月 日

公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金 御中

利用停止等申請者 住所又は居所

ふりがな

氏 名

電 話 (      )      ー      番

公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金個人情報の保護に関する規程第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止等を申請します。

利用停止等申請する個人情報の内容	
利用停止等申請の趣旨及び理由	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の氏名及び住所又は居所	住所又は居所 電話(      )      ー      番
	氏 名
※ 本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (      ) (利用停止等申請書の送付による利用停止等申請) <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 外国人登録原票の写し (代理人による利用停止等申請) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (      )
※ 本人の生年月日	年 月 日
※ 受領年月日等	受領した日      年 月 日 受領した職員の氏名 電話(      )      ー      番
※ 本人の反対の意思表示	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。

- 2 については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 3 「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人の別」の欄及び「本人の氏名及び住所又は居所」の欄は、代理人による訂正等申請の場合に記入してください。
- 4 利用停止等申請の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提示してください。
- 5 この利用停止等申請書を送付することによって利用停止等申請をする場合は、注4の書類を複写したもの及び利用停止等申請者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（利用停止等申請をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。
- 6 代理人による利用停止等申請の場合は、代理人に係る注4又は5の書類に加え、その資格を証明する書類（戸籍謄本、委任状（利用停止等申請をする日前30日以内に作成されたものに限る。）等）を提示し、又は提出してください。
- 7 ※印のある欄は、記入しないでください。